

○財務省告示第三十九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、
 平成二十三年一月五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成二十三年二月七日

財務大臣 野田 佳彦

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその の条項及びそ の振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格
利付国庫債券（十年）（第三百十 二回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 募集取扱機関による募集の取扱 いによる発行	額面金額で百七十四億三千九百 三十五万円	額面金額で百七十四億三千九百 三十五万円	額面金額で百七十四億三千九百 三十五万円	額面金額で百七十四億三千九百 三十五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成二十三年一月五日	額面金額百円につき百円四十九 銭

十一
十二

の 経 利
払 過
込 利
み 子 率

(一) 年一・二パーセント
額に各募集取扱機関は、払込金
額に加え、次の算式により算
出した金額を第十八号に規定
する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 12}{100} \times \frac{16}{365}$$

(二) 発行時において、その利子
に係る所得税が源泉徴収さ
れるものとして振替口座簿
中の口座に記載又は記録さ
れるものについては、前記(一)
の算式により算出した金額
から当該金額に百分の二十
を乗じた金額(ただし、当該
国債を発行時において取得
する者が非居住者又は外国
法人である場合には、前記(一)
の算式により算出した金額
に当該非居住者又は外国法
人が適用を受けられる所得
税率を乗じた金額)を控除す
ることができる。

十三
初期利子

平成二十三年六月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$$

第十四 第二期以後の利子 毎年六月二十日及び十二月二十

十五日 償還期限 利率をその日以前六箇月に属す

十六日 償還金額 平成三十一年十二月二十日

十八日 払込期日 平成二十三年一月五日